

ご推薦ください 市政功労者（一般表彰）

市では、毎年 11 月 1 日の市制施行記念日に、市政に功労のあった方を対象に、市政功労者（①自治功労者・②一般表彰者）として表彰しています。

※令和 7 年は 11 月 1 日が土曜日のため、11 月 4 日に開催予定。

②一般表彰は、市民推薦等から表彰者を選出していくこととなるため、ご近所や知り合いで該当すると思われる方がいましたら、ぜひご推薦ください。

◆市政功労者表彰について

市政の振興、公益の増進、文化の向上等に、特に功労があったもの又は徳行が顕著で市民の模範となるものを表彰する制度です。

◆一般表彰対象 別紙のとおり

◆申請方法 窓口又は右記申込フォーム



◆推薦期限 7 月 11 日（金）

申込フォーム

◆注意事項

- ①推薦にあたっては、推薦される方の同意を事前にお取りください。
- ②推薦していただいた方には、後日総務契約課より、功績等の詳細を確認させていただきます。
- ③推薦いただいた候補者が、審査の結果によっては表彰対象者とならない場合がありますので、予めご了承ください。

○推薦・問い合わせ 稲城市役所総務契約課総務係

電話 042-378-2111（内線 512）

一般表彰対象

区分	業績区分	一般表彰基準	従事期間等
1 市民の安全、福祉の向上等に尽力し、又はこれらに関する公務を助力し、その業績が顕著なもの	(1) 社会福祉功劳	ア 社会福祉の向上に貢献し、他の模範となる者	—
	(2) 保健衛生功劳	ア 保健衛生関係団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 保健衛生の推進に貢献し、他の模範となる者	—
	(3) 環境保全功劳	ア 自然環境の適正な保全を目的とする団体の長	10 年以上
		イ 野性の動植物の適正な保護育成を目的とする団体の長	10 年以上
		ウ 公害の防止に努め、健全な生活環境を目的とする団体の長	10 年以上
		エ アからウまでに定める団体の役員等	15 年以上
		オ アからエまでに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		カ 環境保全に貢献し、他の模範となる者	—
	(4) 安全対策功劳	ア 災害防止、交通安全、犯罪防止等を目的とした団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 安全対策に貢献し、他の模範となる者	—
	(5) 地域活動功劳	ア 自治会連合団体又は自治会団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 地域活動に貢献し、他の模範となる者	—
	(6) まちづくり功劳	ア まちづくり事業関係団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ まちづくりの発展に貢献し、他の模範となる者	—
	(7) 納税功劳	ア 納税貯蓄組合連合団体又は納税貯蓄組合の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上

2 教育の振興と体育、文化の向上に関してその業績が顕著なもの	(1) 学校教育功劳	ア 学校教育の向上に貢献し、他の模範となる者	—
	(2) 社会教育功劳	ア 青少年の健全育成を目的とする団体の長	10 年以上
		イ 芸術文化の振興及び普及を目的とする団体の長	10 年以上
		ウ 文化財の保存又は保護思想の普及を目的とする団体の長	10 年以上
		エ アからウまでに定める団体の役員等	15 年以上
		オ アからエまでに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		カ 青少年の健全な成長を助け、育成に努力した者	15 年以上
		キ 芸術文化活動を通じて、その振興及び普及に努めた者	15 年以上
		ク 文化財の保存又は保護思想の普及に努めた者	—
	(3) 社会体育功劳	ア 体育の振興及び普及を目的とする団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ スポーツ活動を通じて、その振興及び普及に努めた者	—
3 産業の発展と科学の発達に関してその業績が顕著なもの	(1) 農林水産功劳	ア 農林水産関係団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 農芸、林業、畜産等の発展に貢献し、他の模範となる者	—
	(2) 商工業功劳	ア 商工業又は建設事業関係団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 商工業の発展に貢献し、他の模範となる者	—
	(3) 科学技術功劳	ア 科学技術関係の発明奨励団体の長	10 年以上
		イ アの団体の役員等	15 年以上
		ウ ア及びイに定める職の二以上に従事した者	15 年以上
		エ 科学技術の発展に貢献し、他の模範となる者	—
4 公益のため本市に金品を寄贈し、又は奇特な行為のあったもの	(1) 徳行	ア 本市の公益のために金品を寄贈した者（50 万円以上）	—
		イ 奉仕活動等善行が著しく、他の模範となる者（15 年以上にわたり、毎月 1 回以上定期的に奉仕活動を行っている者）	—
		ウ 自己の危険を顧みず、人命を救助した者	—